

キューピー事件（6）

キューピー株式会社のキューピー人形の商標が、旧商標法2条1項11号の「商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当しないとされた事例

知財高裁令二（行ケ）一〇〇二八、キューピー事件（6）、令二・一二・九判決
参照条文 旧商標法二条一項四号

事案の概要

本件の被告Yはキューピー株式会社であり、本件商標は大正11年10月27日に登録された同社保有の商標登録第147269号商標である。原告は、平成29年9月15日、本件商標について商標登録無効審判を請求したが、特許庁は、上記請求を無効2017-890064号事件として審理を行い、令和2年1月21日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）をしたので、Xは本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。Xが主張する無効理由は、キューピー人形及びキューピーのキャラクターはローズ・オニールが創作したもので、大正時代初期には米国及び日本において爆発的な人気を博していたところ、当時米国に滞在中であったYの創業者が、その著名性にただ乗りして本件商標を出願し、登録を得たものであるから、本件商標の登録は、大正11年商標法の第2条1項4号「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ」または同11号「商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当するというものである。

（本件商標）

商標権者 被告Y

登録番号 第147269号

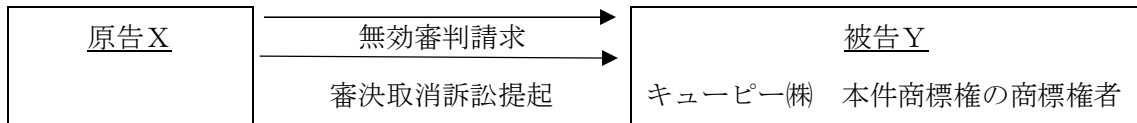
商 標

KEWPIE



キューピー

指定商品 旧第41類「醤油、ソース、ケツヤツプ、酢類一切」



判決の要旨〔棄却〕

原告は、本件商標は、ローズ・オニールが創作したキューピー人形の絵図と「KEWPIE」の欧文字とその片仮名から構成されるものであって、本件商標を付した商品について、需要者は、著名な「キューピー人形」、「KEWPIE」の名称と関係があるという特定の出所を認識することにより混同を生じさせるものであるから、旧商標法2条1項11号の「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当する旨主張する。

しかしながら、前記1(1)で説示したとおり、キューピー人形は、本件出願当時、キューピー人形の創作者がローズ・オニールであることが認識されることなく、西洋文化に由来する幼児姿のキャラクターとして誰もが自由に使用できるものと理解され、全国において、キューピー人形やそれを模した絵柄や図形等が多数作成され、商品のブランド名や広告宣伝等に広く使用される状況にあったものであり、本件商標の出願時及び商標登録時において、ローズ・オニールの創作に由来するキューピー人形及びその名称の「キューピー」が自他商品識別機能ないし自他商品識別力を獲得するに至っていたものと認めることはできず、他人の業務に係る商品を表示するものとして、日本国内における需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできないことに照らすと、本件商標をその指定商品に使用しても、これに接する需要者において、特定の他人（当該他人と緊密な営業上の関係等にある営業主を含む。）の商品の出所との同

一性の誤認を生じるおそれがあったものと認めすることはできない。

したがって、本件商標は、旧商標法2条1項11号の「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当するものと認められないから、原告の上記主張は採用することができない。

解 説

キューピー人形は、20世紀初頭にローズ・オニールが創作したイラスト及びその名称であるといわれますが、米国および日本で爆発的な人気を博し、それを模した各種の人形が多数作られ、商品のブランド名や広告宣伝に広く使用される状況にあったから、本件商標の出願当時自他商品識別力を失っていたと認定して、旧商標法第2条1項11号「商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当しないとしました。キューピー人形のイラストは本来的には自他商品識別力がありますが、多数の者が広く使用しそれが放任されていた状況にあっては、慣用商標（商標法26条1項4号）のように、それが特定の者の出所に係ることを表示する力を失っていたという意味です。本件商標は大正11年に登録を受けたものですが、旧商標法2条1項11号違反を理由とする無効審判には除斥期間がなかったため、現在も無効審判は適法に成立します。

キューピー事件（6）

キューピー株式会社のキューピー人形の商標が、旧商標法2条1項4号の「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ」に該当しないとされた事例

知財高裁令二（行ケ）一〇〇二八、キューピー事件（6）、令二・一二・九判決
参照条文 旧商標法二条一項四号

事案の概要

本件の被告Yはキューピー株式会社であり、本件商標は大正11年10月2

7日に登録された同社保有の商標登録第147269号商標である。原告は、平成29年9月15日、本件商標について商標登録無効審判を請求したが、特許庁は、上記請求を無効2017-890064号事件として審理を行い、令和2年1月21日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）をしたので、Xは本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。Xが主張する無効理由は、キューピー人形及びキューピーのキャラクターはローズ・オニールが創作したもので、大正時代初期には米国及び日本において爆発的な人気を博していたところ、当時米国に滞在中であったYの創業者が、その著名性にただ乗りして本件商標を出願し、登録を得たものであるから、本件商標の登録は、大正11年商標法の第2条1項4号「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ」または同11号「商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当するというものである。

（本件商標）

商標権者 被告Y

登録番号 第147269号

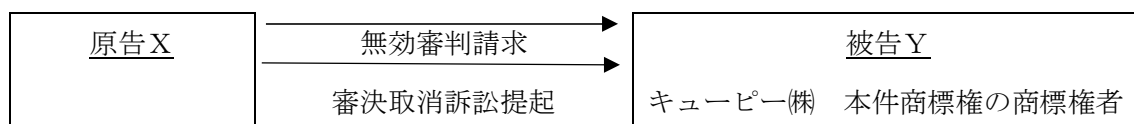
商 標

KEWPIE



キューピー

指定商品 旧第41類「醤油、ソース、ケツヤツプ、酢類一切」



判決の要旨

キューピー人形は、本件出願当時、キューピー人形の創作者がローズ・オニールであることが認識されることなく、西洋文化に由来する幼児姿のキャラクタ

一として誰もが自由に使用できるものと理解され、全国において、キューピー人形やそれを模した絵柄や図形等が多数作成され、商品のブランド名や広告宣伝等に広く使用される状況にあったものと認められる。

(中略) こうした状況のもとで、Aは、大正11年4月1日、本件商標の出願をし、商標登録を受けたものであるから、その余の点について判断するまでもなく、Aが本件出願に当たり、他人の標章の著名性にただ乗りし、あるいは他人の知的財産を自己のものとして、権利化を図るという「不正の目的」を有していたものと認めることはできない。

(中略) 以上によれば、Aが、他人の標章の著名性にただ乗りし、あるいは他人の知的財産を自己のものとして、権利化を図るという「不正の目的」をもって、本件出願を行ったものと認めることはできず、また、本件商標の出願及び登録が国際信義に反するものと認めることはできないから、本件商標権をAから承継した被告が保有することが、社会公共の利益に反し、又は社会の一般道徳観念に反するものと認めることはできない。したがって、本件商標が旧商標法2条1項4号の「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ 虞アルモノ」に該当するとの原告の主張は採用することができない。

解 説

キューピー人形は、20世紀初頭にローズ・オニールが創作したイラスト及びその名称であるといわれますが、米国および日本で爆発的な人気を博し、それを模した各種の人形が多数作られ、商品のブランド名や広告宣伝に広く使用され、誰もが自由に使用されるものと理解されていたから、キューピー株式会社の創業者Aがその商標登録を受け、現在キューピー株式会社が保有するとしても、旧商標法第2条1項4号「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ 虞アルモノ」に該当しないとしました。本件商標は大正11年に登録を受けたものですが、旧商標法2条1項4号違反を理由とする無効審判には除斥期間がなかったため、現在も無効審判は適法に成立します。